

令和6年度「先端国際共同研究推進プログラム（ASPIRE）（第2回）」日・英国共同公募 Q&A

1. 提案準備・作成にあたってのご質問

#	質問	回答
1-1	<海外派遣研究者について> 年齢制限はありますか。	年齢制限は設けておりません。日本側研究者向け補足応募注意事項「2.2.5 応募資格と日本側研究チームの構成」をご参照ください。
1-2	<海外派遣研究者について> 渡航期間、人数について制限ありますか。	日本側研究者向け補足応募注意事項「1.1.2 プログラムの趣旨」のとおり、日本側研究チームには、相手国側へ渡航する若手研究者等の参加を必須としており、その渡航する研究者等は原則1年程度以上相手国側で研究活動を実施することとしております。継続的に渡航することが難しい場合には、断続的に渡航することも可能とします。その場合、同一者が1年以上は海外に派遣されるよう計画してください。人数については、予算規模に応じた実施計画の立案をお願いします。日本側研究者向け補足応募注意事項「2.1（1）予算規模」をご参照ください。
1-3	<海外派遣研究者について> 相手国側に派遣する研究者の-effortは100%である必要がありますか。	本公募では、「日本側研究チーム構成は事業目的の達成や成果の創出を見据えた体制となっているか。研究交流を担う研究参加者が含まれているか。effortは適当であるか。多様性への考慮がなされているか。」の観点において審査致します。Call Specific Guidance の“4. Assessment process and criteria”をご参照ください。
1-4	<経費について> 日本へ派遣される相手国側研究者の日本でかかる費用はどこまで支出が可能ですか。	相手国側から派遣される研究者の渡航費、滞在費、研究費、報酬等を支出することができます。日本側研究者向け補足応募注意事項「2.1（3）支出項目」をご参照ください。採択された場合は、受け入れ研究機関が提出する研究参加者リストへ記載頂くことで派遣者の人件費を計上することが可能です。短期滞Inの場合は、招聘者として渡航費、滞在費を計上し、報酬等は謝金でご対応ください。なお、委託研究開発費は計画に基づいて執行頂きます。研究開発計画書に記載されていない内容に対しての経費執行はできませんので、相手国側の研究計画に対する研究費も支出できません。
1-5	<研究開発代表者について> 日本側の研究代表者は参加者リストに記載していれば外国人でもよいですか。	研究開発代表者の国籍は不問です。ただし、AMED との委託研究開発契約で求められる責務を果たすことが条件となります。日本側研究者向け補足応募注意事項「第11章 本プログラムを実施する研究機関・研究者の責務等」をご参照ください。

#	質問	回答
1-6	<海外派遣研究者について> 海外に派遣する研究者の人数・規模・期間、開始時期について。	条件は付けておりません。ただし、期間については、日本側研究者向け補足応募注意事項 1.1.2 のように、渡航する研究者等は原則 1 年程度以上相手国側で研究活動を実施することとします。研究開発代表者自身が長期で渡航する場合は、AMED との委託研究開発契約で求められる責務を果たすことが条件となります。日本側研究者向け補足応募注意事項「第 11 章 研究機関・研究者の責務等」をご参照ください。また、Call Specific Guidance の“4. Assessment process and criteria”をご確認頂き、事業趣旨に沿った計画をご立案ください。
1-7	<海外派遣研究者について> 海外に派遣する研究者が決まっていな い場合は、どのようにしたらよいです か。	計画の段階での参加者をご記載ください。未定の場合は、研究者 A、ポスドク A などをご記載ください。
1-8	<海外派遣研究者について> 海外派遣研究者の人件費について。	海外に派遣する研究者の人件費は ASPIRE の「国際的ネットワーク構築・拡大や国際頭脳循環等の促進に資する次世代の研究者育成に係る費用」として計上してください。派遣先に て雇用契約が必要な場合は、相手国側研究機関と調整してください。人件費の額に指定はありません。所属機関のルールに従ってください。
1-9	<相手国側研究者について> 相手国側研究者とはこれまで共同研究 実績がなく、これから共同研究を始め るとい段階でもよいですか。	日本側研究者向け補足応募注意事項で示した条件を満たす提案であれば、応募は可能です。Call Specific Guidance の“4. Assessment process and criteria”をご確認頂き、事業趣旨にそ った計画をご立案ください。
1-10	<相手国側研究者について> 海外から招聘する研究者について。ま たワークショップ等での来日について。	招聘する研究者の年齢制限や期間は設けてはおりません。ワークショップ等での来日、講演を目的とするものも可能です。事業趣旨に鑑みて国際頭脳循環に資する交流ができるか という観点にて計画をご立案ください。
1-11	<研究参加者について> 研究参加者の追加について。	研究参加者は研究開発開始後でも、所定の手続き/プロセスを経て適宜追加/削除が可能です。ただし、応募時は提案書 に記載頂いた内容で審査されます。
1-12	<研究計画について> 国際的ネットワークの構築とは、具体 的には何を意味しますか。	「我が国と科学技術先進国・地域との間で、最先端の研究開発につながる情報を取得可能なネットワーク」のことを指します。日本側研究者向け補足応募注意事項の「1.1 プログラムの概要」をご参照ください。
1-13	<提出書類について> 必須書類が間に合わない可能性があります	公募締切までに提案書類をすべて揃えてご提出ください。

#	質問	回答
	ます。	
1-14	<経費について> 合同ミーティングに参加する人に対する旅費は、プロジェクトの参加者のみですか。	人件費や旅費の執行は研究参加者リストに記載されている方が対象となります。ただし、「講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等」など一時的に発生する経費は謝金の対象となります。
1-15	<経費について> 頭脳循環費用は、各年度で33%以上使う必要がありますか。	研究期間全体で33%以上をご使用ください。
1-16	頭脳循環経費33%以上は相手国側も33%以上である必要はありますか。	相手国側との研究交流および共同研究は両国において対等な計画となっており、また相互に裨益するものを求めています。頭脳循環経費は両国とも33%以上としてください。日本側研究者向け補足応募注意事項の「2.2.1 公募形態」をご参照ください。
1-17	<経費について> 海外でシンポジウムを開催する費用は「海外ネットワーク構築」費用として支出が認められますか。	日本側研究者が海外でシンポジウムを開催する費用は委託研究開発費からの支出が可能です。特に国際頭脳循環を目的としたものであれば、『国際的ネットワーク構築・拡大や国際頭脳循環等の促進に資する次世代の研究者育成に係る費用』として計上ください。
1-18	<資金のジョイントについて> 他のグラントとのジョイントは可能ですか。	可能ですが、それぞれの研究費で実施する内容の違いについて明確にお示しください。同じ内容に対して複数の研究費を充てることはできません。
1-19	<研究開発提案書について> 日本から相手国側の研究機関に派遣した研究者が、派遣先研究機関で研究を実施する際に必要な費用（試薬等の消耗品、外注費など）も支出できますか。	相手国側研究費より支出頂くことになっています。
1-20	<海外派遣研究者について> 博士課程前期（修士課程）は対象となりますか。	博士課程前期（修士課程）の方も対象になります。我が国の次世代のトップ研究者の育成という本プログラムの趣旨に鑑みてご提案ください。
1-21	<日本側追加応募様式について> 「4.各年度別経費内訳」の記入要領に関して、分担機関が複数ある場合は、それぞれについての表を作成し、記載する必要がありますか。	経費のシートは機関ごとにご提出ください。雛形の表をコピーして追加し、代表機関および全ての分担機関別に作成ください。
1-22	<研究開発提案書について> 提案書のひな形に記載された説明文は	説明文は含めずに、指定のページ数を目途にご記載ください。

#	質問	回答
	指定のページ数に含めますか。	
1-23	<日本側追加応募様式について> 提案書の「6. 研究費の応募・受入等の状況・エフォート」には研究開発代表者の情報のみを記載すればよいですか。	「研究開発代表者」の情報のみご記載ください。
1-24	<日本側追加応募様式について> 「6.(2) 採択されている研究費（実施中の研究費・実施予定の研究費）」については、採択済みの委託研究開発契約前の課題を記入する必要はありますか。	記入をお願いします。研究経費につきましては契約予定額をご記入ください。

## 2. 申請要件・申請手続きに関するご質問

#	質問	回答
2-1	<所属機関の承認について> 申請の際に、所属機関の承認は必要ですか。	必要です。日本側研究者向け補足応募注意事項「4.3.1 e-Radでの提出状況の確認」ご参照ください。
2-2	<重複申請について> 複数の研究課題に分担研究者として応募することは可能ですか。	可能です。日本側研究者向け補足応募注意事項「2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について（注6）」をご参照ください。
2-3	<重複申請について> JST が公募する ASPIRE へも同時応募は可能ですか。	両者の ASPIRE に同時には応募できません。日本側研究者向け補足応募注意事項「2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について（注6）」をご参照ください。
2-4	<重複申請について> 同じ国際共同研究チームで、他事業に応募することは問題ないですか。応募していることで何らかの支障はありますか。	他事業との重複は排除致しませんが、研究費の不合理な重複及び過度の集中に該当しないことを確認するため、同時に応募した研究開発課題の情報を研究開発提案書の該当欄へ必ずご記載ください。また、応募中の研究開発課題が採択された場合は、速やかに ASPIRE 公募担当にご報告ください。詳細については、日本側研究者向け補足応募注意事項「4.4 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除」をご参照ください。
2-5	<他公募への応募について> 日本側研究者向け補足応募注意事項「2.1（注6）」に「AMED が実施する令和6年度 ASPIRE 公募（アライメント公募、共同公募）については応募できませんが、両公募での採択に際しては、	両公募で採択された場合は、不合理な重複及び過度の集中を避けるような調整をする場合があります。日本側研究者向け補足応募注意事項「4.4 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除」をご参照ください。

#	質問	回答
	調整を行う場合があります。」とありますが、具体的にはどのような調整が行われますか。	
2-6	<Expression of Interest (Eoi)について> 日本側研究代表者も AMED へ提出する必要はありますか。	Eoi は、相手国側研究代表者が MRC へ提出する書類です。任意ではありますが、提出する場合は、以下サイトより日本側の情報も含めて提出してください。 <a href="https://www.ukri.org/citizen-space/uk-japan-engineering-biology-call-eoi">UK Japan Engineering Biology Call EOI - Page 1 of 3 - UK Research and Innovation - Citizen Space (ukri.org)</a>
2-7	<e-Rad への入力について> 現在、日本国内の研究機関に所属していません。研究者番号を持っていません。どうしたらいいですか。	e-Rad 登録は、研究機関に所属していない研究者も可能ですが、公募への応募には研究機関における承認が必要です。また、研究開発代表者として採択された場合、契約締結日または令和 6 年 9 月 1 日までに日本国内研究機関に所属することが必要ですので、所属予定の研究機関にご相談いただく、または ASPIRE 公募担当へご連絡ください。
2-8	<e-Rad への入力について> 基本情報の研究目的及び概要の記載欄は「申請書参照」と記入すれば差し支えないですか。	他の競争的研究費への応募状況について他事業および他配分機関が確認をします。日本側追加応募資料には、研究目的および概要記入欄がありませんので、e-Rad へも必ずご記載ください。
2-9	<e-Rad での申請について> e-Rad での申請後、提案書類を修正することは可能ですか。	提案書類の提出後、提案書類を修正する場合には、提案書類の受付期間内であれば e-Rad の「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。提案書類の受付期間終了後は、提出された書類の差し替え等には一切応じられません。詳しくは日本側研究者向け補足応募注意事項「4.3 提案書類の提出方法」をご参照ください。
2-10	<e-Rad での申請について> e-Rad で申請する際は、全ての提案書類を PDF にする必要がありますか。	提案書類のファイルは、1 つにまとめて PDF 形式でのアップロードをお願いいたします。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容を必ず確認してください。詳しくは日本側研究者向け補足応募注意事項「第 4 章 提案書類の作成・提出」をご参照ください。
2-11	<申請者の要件について> 研究責任者の必要条件を教えてください。	日本側研究者向け補足応募注意事項「第 3 章 応募要件」、「2.2.5 応募資格と日本側研究チームの構成」をご参照ください。
2-12	<提出書類について> 海外の共同研究者がヒトゲノム解析をしますが、日本側ではしない場合でも「ヒト全ゲノムシーケンス解析プロ	AMED の委託研究開発費で実施予定の計画内にヒトゲノム解析を実施する予定がなければ不要です。今後計画がある場合は応募段階でご提出ください。

#	質問	回答
	「トコール様式」を提出する必要がありますか。	

### 3. 審査に関するご質問

#	質問	回答
3-1	<評価について> EoIは審査の対象となりますか。	審査には用いません。
3-2	<ヒアリング審査について> ヒアリング審査は実施しないのでしょうか。	ヒアリング審査は実施しない予定です。

### 4. 採択後の事項に関するご質問

#	質問	回答
4-1	<所属機関の変更に伴う設備等の移管について> 研究開発実施中に、移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、研究開発費で取得した設備等を移籍先の研究機関に移管することはできますか。	委託研究開発費（直接経費）により取得した設備等については、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移管することとなっています。 取得物品の移動に関する詳細は、委託研究開発契約事務処理説明書をご参照ください。 ( <a href="https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html">https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html</a> )
4-2	<委託研究開発契約について> 研究開発分担者が所属する研究機関の委託研究開発契約は、研究開発代表者の所属機関を介した「再委託」の形式となりますか。	はい。分担機関における研究開発は代表機関からの「再委託」の形式で実施することになります。したがって、AMEDは代表機関とのみ委託研究開発契約を締結し、分担機関は代表機関と再委託研究開発契約を締結することになります。再委託先でも、研究開発における責務が十分に果たされるよう対応をお願いします。再委託に関する詳細は、委託研究開発契約事務処理説明書等をご参照ください。 ( <a href="https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html">https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html</a> )
4-3	<研究開発の評価について> 採択された研究開発課題の評価はどのように行われますか。	研究開発課題の評価としては、原則として、1) 研究開発開始3年後程度を目安として実施する中間評価、2) 研究開発期間終了時に実施する事後評価があります。詳しくは日本側研究者向け補足応募注意事項「第9章 採択課題の進捗管理」をご参照ください。